

第1章 EUの新共通農業政策（CAP）改革（2014-2020年）

について

勝又 健太郎

1. はじめに

今回のEU共通農業政策（CAP）改革（2014-20年）については、2013年6月及び9月に、欧州委員会、欧州議会、EU理事会の三者による合意がなされ⁽¹⁾、関連法令が同年12月に公布された⁽²⁾。今回の改革においては、農業者の所得支持政策（第一の柱）と農村振興政策（第二の柱）という二柱で構成するCAPの従来の政策体系を維持しながら、EU全体の2020年までの成長戦略である「欧州2020」における持続可能な経済成長等の優先政策の実現に貢献する観点などから様々な改革が行われた。このうち所得支持のための直接支払や農村振興政策という新CAPの主な制度については、2014年を移行期間とし、2015年から本格的に実施されることとなっている。

本稿では、新CAP改革の概要やその背景について、予算、第一の柱、第二の柱の順に解説する⁽³⁾。

2. 新CAPの予算

（1）新しい多年度財政枠組

EUは、少なくとも5年間以上の長期の財政支出計画である「多年度財政枠組（Multiannual Financial Framework）」において、CAPを含むEUの政策分野ごとの毎年の予算の上限額を定めることとなっている。今回の財政期間（2014-2020年）である7年間の多年度財政枠組の概要は、第1表のとおりである。

新CAPの予算の上限額については、前回の財政期間（2007-2013年）である7年間と比較して、CAP全体を含む大きな枠である「持続的成長（自然資源）」枠については約11%の減少、CAPの第一の柱（直接支払・市場措置）については約17.5%の減少となっている。

EUの総予算規模がわずかに縮小される中で、欧州における研究、イノベーション、競争力を増強するための事業等、EUの経済成長のための他の政策分野への予算額が増加した一方で、CAPの主要政策である所得支持のための直接支払に係る予算枠が減少することとなったが、CAP予算のEU予算全体に占めるシェアは約38%であり、従来と同様に政策別シェアが未だに最大の政策分野となっている（以上、2011年価格を基準にした実質値での評

価)。

以上のような財政計画の長期的な動向を踏まえれば、今後 CAP 以外の政策分野から CAP 予算への緊縮圧力が高まる可能性があり、CAP の財源確保のためにも、CAP を EU 全体の長期的な優先政策に位置づけて正当化することが一層重要になってくると考えられる。

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2014 -2020	シェア	2007 -2013	変化率 (%)
1 知的で包括的な成長	70,364	60,283	61,725	62,771	64,238	65,528	67,214	69,004	450,763	47.0	446,310	1.0
成長と雇用 のための競争	17,972	15,605	16,321	16,726	17,693	18,490	19,700	21,079	125,614	13.1	91,495	37.3
経済・社会・ 地域の結束	52,392	44,678	45,404	46,045	46,545	47,038	47,514	47,925	325,149	33.9	354,815	-8.4
2 持続的成長 (自然資源)	59,633	55,883	55,060	54,261	53,448	52,466	51,503	50,558	373,179	38.9	420,682	-11.3
CAP	57,070	54,450	53,602	52,787	51,961	50,966	49,989	49,031	362,787	37.8	—	—
第一の柱	43,180	41,585	40,989	40,421	39,837	39,079	38,335	37,605	277,851	28.9	336,686	-17.5
第二の柱	13,890	12,865	12,613	12,366	12,124	11,887	11,654	11,426	84,936	8.8	—	—
その他	2,563	1,433	1,458	1,474	1,487	1,500	1,514	1,527	10,392	1.1	—	—
3 安全保障と市民権	2,494	2,053	2,075	2,154	2,232	2,312	2,391	2,469	15,686	1.6	12,366	26.8
4 グローバルな欧州	9,145	7,854	8,083	8,281	8,375	8,553	8,764	8,794	58,704	6.1	56,815	3.3
5 管理費	0	8,218	8,385	8,589	8,807	9,007	9,206	9,417	61,629	6.4	57,082	8.0
6 補償金	0	27	0	0	0	0	0	0	27	0.0	920	-97.1
合計	141,636	134,318	135,328	136,056	137,100	137,866	139,078	140,242	959,988	100.0	994,176	-3.4

第 1 表 多年度財政枠組（2014-2020 年）の概要（2011 年価格での評価）

資料：European Commission (2013b), European Parliament (2013)より筆者作成。

（２）加盟国間の予算配分の公平化

新CAP 改革においては、直接支払の加盟国間の支払水準（1ヘクタール当たりの単価）の格差縮小による予算配分の公平化が図られこととなった。

具体的には、直接支払の平均単価がEU27の平均単価の90%に満たない加盟国については、当該90%水準との差額分の三分の一分増額となるように当該加盟国の直接支払に係る総予算シーリングを増額することとしている。

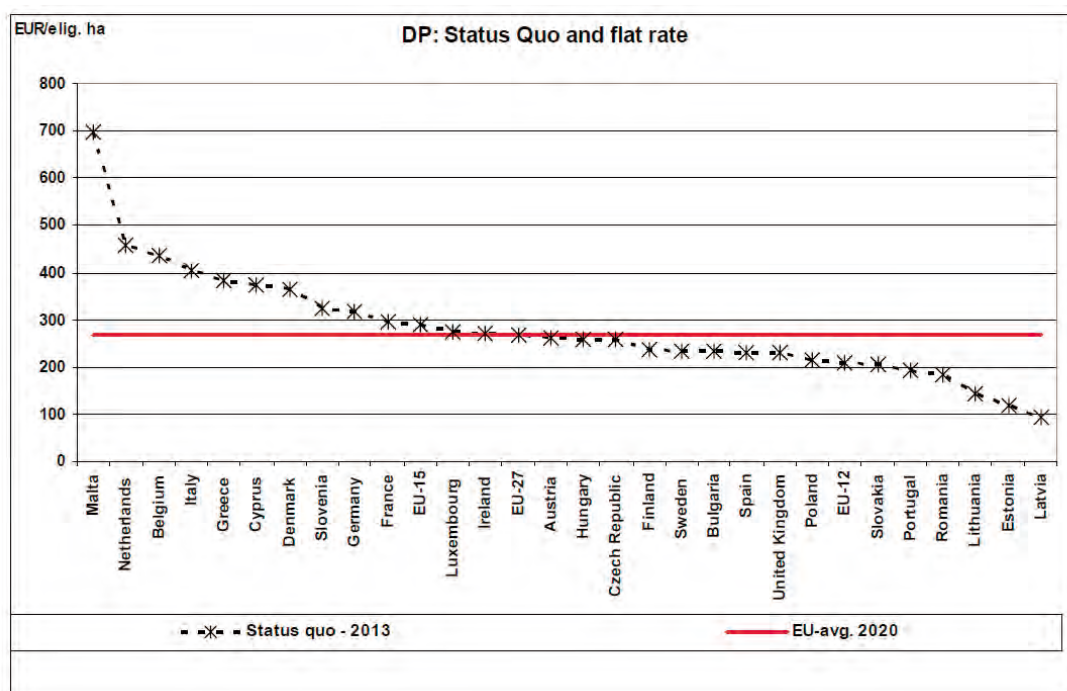
例えば、平均単価がEU27の平均の75%である加盟国については、

$(90\% - 75\%) \times (1/3) = 5\%$ が上乘せされ、平均単価が2019年までに徐々に80%にな

るように直接支払に係る予算シーリングを増額することとなる。

当該増額分に応じて、単価がEU27の平均単価以上である加盟国の予算シーリングは減額調整される。

第1図は、2020年におけるEU27での直接支払の平均単価水準と2013年における各加盟国の直接支払の平均単価を示したものである。



第1図 EU27と各加盟国の直接支払の平均単価

資料：European Commission (2011)より抜粋。

EU27 平均単価の90%未満の加盟国は、12 カ国（ブルガリア、エストニア、スペイン、ラトヴィア、リトアニア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、フィンランド、スウェーデン、イギリス）である（なお、第1図に赤線で示されているのは、90%水準ではなくEU27 平均単価である）。

（3）予算の二柱間での移行

加盟国は、第一の柱の予算の15%までを第二の柱へ移行することが可能となった。この移行の結果第二の柱のために確保される財源は、加盟国による共同負担なしで使用されることとなっている（加盟国による共同負担については、後述の「5. 農村振興政策（第二の柱）の改革」の項を参照）。

また逆に、加盟国は、第二の柱の予算の15%までを第一の柱に移すことができ、更に、直接支払の単価が、上記のEU27 平均単価の90%未満である12 カ国は、これに10%追加

しうることとなり合計 25%まで第二の柱の予算を第一の柱に移行することが可能となった。

第一の柱から第二の柱へ予算を移す仕組みとしては、2005年からモジュレーション (Modulation) が義務的措置として実施されてきた。これは、1年間の直接支払の受給額のうち5,000ユーロを超えた部分について一定割合を減額徴収して、農村振興政策の財源に移行するものである。減額する一定割合は、3% (2005年) から徐々に10% (2013年) まで高められてきた (2010年以降は、300,000ユーロを超えた部分についてはさらに4%分を上乗せ徴収)。

しかしながら、モジュレーションにより移し替えられた予算は、2013年においてCAP第一の柱の予算の3%未満に過ぎず、第一の柱から第二の柱への移行による新課題 (気候変動、バイオエネルギー、水管理等) に対する予算確保の限界を示していたところであった。このため、今回の第一の柱から第二の柱への移行制度が導入されたと考えられるが、同時に逆向きの移行も可能となったことから、第二の柱の財源がさらに減少する可能性がある。

3. 所得支持のための直接支払（第一の柱）の改革

第一の柱のうち、所得支持のための直接支払は、マクシャリー改革によって1993年から価格支持に係る介入価格を大幅に引き下げた際に、これによる農業者所得の損失を補償するために導入されたものである。介入価格引下げ後に農業者所得が従前どおり維持されるよう、介入価格の引下げ分にはほぼ相当する額が、直接支払の単価とされた。当該単価は、農産物については1トン当たり、家畜については一頭当たりの額として設定され、生産量や頭数に応じて支払われるカップル支払であった。

当初、生産調整を伴うカップル支払は WTO 農業協定の「青の政策」として削減対象外であったが、WTO ドーハラウンド交渉の進展の中で、「青の政策」が削減対象となる方向が明らかになってきたことから、2005 年以降、直接支払の大部分を、生産から切り離された「デカップル所得支持」（WTO 農業協定の「緑の政策」として削減対象外となる）へ移行させてきている。EU 全体でみると 2012 年支出額ベースでは、第一の柱の直接支払のうちデカップル支払に対する支出額は約 92%、カップル支払については約 8%となっている⁽⁴⁾。「デカップル所得支持」には、「単一支払（SPS）」（2004 年 5 月より前からの 15 カ国の加盟国において実施）と「単一面積支払（SAPS）」（2004 年 5 月以後の中東欧などの 12 カ国の新規加盟国において実施されているより簡易なデカップル支払制度：加盟国予算配分額を農地面積で除した額（単一単価）を支払う）の二つの方式がある。

なお、直接支払をデカップル化した際に、単価については、各農業者の過去（2000～2002 年）の受給実績額を各農業者の農地面積で除して、面積当たり（1 ヘクタール当たり）で算出したために、農業者毎の生産体系や生産性の違いにより単価に格差が生じることとなった。

（1）所得支持のための直接支払の改革の概要：直接支払いの再構成

直接支払のうちデカップル支払（「単一支払（SPS）」、「単一面積支払（SAPS）」）については、従来と同様に各農業者に受給される基礎的な支払と環境保全等に関する要件を満たした場合に支払われる上乗せ支払に分割されることとなった。

上乗せ支払には、グリーン化支払、青年農業者支払、自然制約地域支払があり、その概要は以下のとおりである。

①グリーン化支払

基礎支払の受給者には、気候と環境に有益な措置の実施が義務づけられ、その要件を満たした場合に支払われるもの

②青年農業者支払

世代交代を促進するために、40 歳以下の農業者の経営立上げに対して基礎支払受給額の 25%相当が 5 年間支払われるもの

③自然制約地域支払

山岳地域やそれ以外でも重大な自然制約に直面している地域等の農業者を支援するために支払われるもの

加盟国は、グリーン化支払と青年農業者支払は義務的に実施し、自然制約地域支払は加盟国による選択制となっている。

このほか、大規模農家から小規模農業者へ直接支払の再分配効果のある「再分配支払」制度が加盟国の選択制としてあり、直接支払に係る加盟国予算シーリングの30%まで充当することができる（当該支払が実施された場合は、この分、基礎支払シーリングは減少することとなるが、再分配支払は基礎支払の受給者内で再分配されることから、第2図では基礎支払の内数として整理している）。

また、カップル支払については、地域社会にとって特定の品目の生産の維持が重要であって、カップル支持がなければ生産維持が困難なおそれのある品目に対して一定の限度内で、加盟国による選択により認められることとなった。

さらに、小規模農家を想定した上記の新しい所得支持のための直接支払制度（基礎支払、上乗せ支払、カップル支払）の代替スキームとして手続きが簡素化されグリーン化要件等が免除される小規模農業者支払が設けられており農業者による選択制となっている。農業者がこちらを選択した場合は、他の直接支払を受けることはできなくなることとなる。

加盟国が、各支払に充当することができる直接支払の総予算枠（加盟国予算シーリング）の内訳（シェア）は第2図のとおりである（%は各支払いの予算額シェア）。



第2図 各支払の加盟国予算シーリングに占めるシェア

資料：筆者作成。

なお、改革前に単一面積支払（SAPS）を実施していた加盟国は、当該支払を 2020 年まで延長できることとなっている。

（２）各農業者の受取見込水準

青年農業者と自然制約地域の農業者以外である大部分の農業者の直接支払の受取額については、先述したとおり加盟国予算シーリングが前回の財政期間の約 82.5%となり、さらに最大で当該シーリング総額の 7%（青年農業者支払と自然制約地域支払の合計）が減額されることとなるので、個別の農業者にとっては、基礎支払とグリーン化支払の合計で従来の直接支払の少なくとも約 77%（前回の財政期間（2007-2013 年）比）を今回の財政期間（2014-2020 年）中に受給できる見込みとなる（2011 年価格を基準にした実質値での評価。小規模農業者支払の受給額は当該支払を選択していなければ受給していたであろう基礎支払、グリーン化支払等の相当額としていることから、また、再分配支払は基礎支払の受給者内で分配されることから、さらに改革後のカップル支払額を現行水準と仮定すれば、平均的な各農業者の基礎支払、グリーン化支払の受給額にその影響はない）。

（３）「活動的農業者（Active farmer）」（支払受給資格の厳格化）

デカップル支払については、狩猟用の原野を保有しているだけで最小限の農業活動も行っていない大地主や空港、鉄道、水道、不動産、スポーツ・グラウンドの経営者等その農業活動がその事業者にとって主要なものではない者が多額の直接支払を受給しているという不適切な支払事例があると従来から指摘されてきた⁽⁵⁾。そこで、これらを支払い対象から排除するために「活動的農業者」の規定が導入されることとなった。

具体的には、

①「農用地の主な部分が自然に放牧や耕作に適した状態に維持されている」が「最小活動（各加盟国で定義することとなっている）」を行っていない者

②空港、鉄道、水道、不動産、スポーツ・グラウンドの経営者

には、直接支払は支給されないと規定されている。さらに加盟国は必要に応じて、②のリストに非農業の事業を追加することができる。

ただし、②に該当しても直接支払受給額が全非農業活動収入の 5 パーセント以上となる場合等は、活動的農業者として見なされることとなっている。

（４）基礎支払の概要

従来の所得支持のためのデカップル支払である「単一支払（SPS）」、「単一面積支払（SAPS）」の支払受給権を有していた農業者には、基礎支払の支払受給権が配分されることとなる。

「支払受給権」は、特定の適格ヘクタール数（eligible hectares）について直接支払の交付を受ける条件付きの権利である。支払受給権は、土地と別に譲渡することができる。

基礎支払が農業者に交付されるには、農業者が、その支払受給権に付属している適格ヘクタール数に該当する農地（農業者が使用しうる状態にある区画）を申告（declaration）することにより、適格ヘクタール数当たりの受給権を発効（activation）させなくてはならない。これにより発効した支払受給権には、基礎支払の交付を受ける権利が付与されることとなる。

1) 受給権の単価とその平準化

支払受給権の単価は、原則として基礎支払の加盟国予算シーリング（第2図参照）を支払受給権の数（つまり適格ヘクタール数）で除した額としている。ただし、当該単価は、国レベルではなく、地域レベルでも設定することができる。

このように規定上は原則として、加盟国レベルあるいは地域レベルで全ての農業者に対して単価は同額（単一単価）に設定されることとなった。

しかしながら、加盟国は、例外として、単一単価ではなく、2014年における全受給者の単一支払（SPS）総額における個別の農業者の受給額シェアによって、2015年の基礎支払の加盟国予算シーリングを個別農家に比例配分（受給）されることとなるように、個別の農業者間で2015年の単価（初期単価）に違いをつけることができることとなっている。

つまり、2014年における受給実績に基づき農業者ごとに単価が設定されることとなる。これは、2014年における個別の農業者間の支払受給額（単価）の違いが基礎支払の単価の違いとして反映されることを意味する。この例外措置は、改革前の農業者間の単価の格差が大きく、急激な受給額の変動を避けようとする加盟国が採用するものと考えられる。

ただし、この場合には、農業者間で異なる基礎支払の受給権単価（初期単価）を2019年までに徐々に加盟国レベルか地域レベルで平準化しなければならないこととなっている。

具体的には、2015年における受給権単価（初期単価）が、2019年の加盟国全体又は地域全体の平均単価の90%未満である場合は、2019年までに、当該90%水準と初期単価の差額の三分の一分を初期単価へ徐々に増額することにより農業者間で平準化することとしている。

また、この方式により受給権単価を増額しても2019年において受給単価が加盟国全体又は地域全体の平均単価の60%未満である場合には、当該農業者の単価を60%まで切り上げることにしている。

これらの受給単価の平準化のための財源は、2019年時点での平均単価より初期の受給単価が高い農業者の単価を減額することにより確保することとしているが、この場合に初期単価の減額は30%までとすることとしている。

2) 基礎支払額の減額措置

基礎支払の受給額が150,000ユーロより多い農業者は、当該受給額の少なくとも5%を

減額することとなっている。基礎支払の受給額の算定に当たっては地域雇用促進の観点から、農業雇用労働者に対する給与支払額は控除されることとなっている。

基礎支払額の減額措置により確保される資金は、CAPの第二の柱である農村振興政策に移行して加盟国による共同負担なしで使用されることとなっている。

ただし、次の大規模農家から小規模農業者へ直接支払の再分配効果のある「再分配支払」を直接支払に係る加盟国予算シーリングの5%より多く実施する加盟国にあつては、基礎支払額の減額措置を実施しなくてもよいこととなっている。

なお、単一面積支払（SAPS）を実施する加盟国においても同様の措置が実施されることとなっている。

3）再分配支払

加盟国は、直接支払のヘクタール当たりの平均単価の65%の水準までに単価を定めて、各農業者の適格ヘクタールの30ヘクタール分（加盟国により平均規模がそれ以上の場合は当該規模までのヘクタール数分）以下の額（＝ 単価 × 30ヘクタール（平均規模ヘクタール）以下）を「再分配支払」として全農業者に支払うことができる。

この財源は、直接支払に係る加盟国予算シーリングの30%まで基礎支払の予算シーリングを減らして充てることができる。

つまり、再配分支払を実施しなければ、平均規模より大きい農業者に支払われるはずだった基礎支払額の一部が平均規模以下の農業者へ再分配されることとなる。

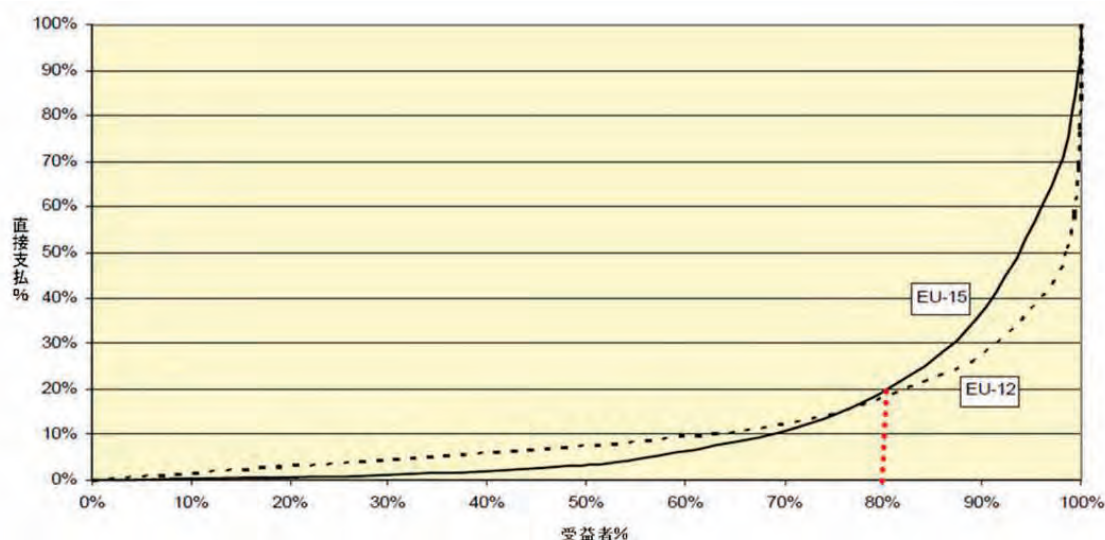
再分配支払は、基礎支払を地域レベルで実施している場合は、地域レベルで実施することができる。

なお、単一面積支払（SAPS）を実施する加盟国においても同様の措置が実施されることとなっている。

2009年において、受益者の80%は、5,000ユーロ以下を受給し直接支払総額の20%を受け取っている。逆に言えば、直接支払受給者の20%が支払総額の80%を受け取っているということである⁽⁶⁾。さらに、受給者の0.5%は、100,000ユーロ以上を受給し直接支払総額の16%を受け取っている。（第3図参照）

2003年改革以降、モジュレーションによる高額受給者に対する受給制限が導入されているものの、依然として少数の受益者が高い割合の直接支払を受け取っていることが分かる。

大規模農家に関しては、規模の経済による利益があるので、所得支持が規模と比例的である必要はないという議論がある一方、小規模農家に関しては、多くの農村地域の活性化に極めて重要な役割を果たしており、また、所得支持に対する必要性が高いという議論がある。今回の再分配支払は、こうした議論を踏まえて導入されたものと考えられる。



第3図 直接支払の受給者の累積分布

資料：European Commission (2011)より抜粋。

(5) グリーン化支払：「気候と環境に有益な農業の実践に対する支払」

基礎支払の受給権を付与された農業者は、その適格ヘクタール上で、「気候と環境に有益な措置（グリーン化要件）」を遵守することが義務づけられる。このグリーン化要件を遵守すると、「気候と環境に有益な農業の実践に対する支払（グリーン化支払）」が上乗せして支払われることとなった。

グリーン化支払には、直接支払に係る加盟国シーリングの30%が割り当てられる。

1) グリーン化要件（気候と環境に有益な措置）

グリーン化要件とは、①作物の多様化、②既存の永年牧草地の維持、③生態系重点地域の維持、の三つの措置のことであり、その具体的内容は以下のとおりである。

①作物の多様化

10ha超30ha以下の農地には2種以上、30ha超の農地には3種以上の作物を作付ける。主な作物の作付面積は農地の75%以下、さらに30ha超の農地の場合には主要な2作物の作付面積は農地の95%以下とする。

②既存の永年牧草地の維持

農業者は、既存の永年牧草地の耕作や転用はしてはならない。

また、各加盟国は、国レベルあるいは地域レベルで2015年における永年牧草地と総農地面積の割合を基準として、今後、当該割合の減少を5%以内にしなければならない（つまり、国レベルあるいは地域レベルでこの範囲内であれば、農業者レベルでは既存の永年牧草地

の耕作や転用は容認される)。もし永年牧草地と総農地面積の割合が 5%超になった場合は、農業者に耕作や転用した土地を永年牧草地に戻させなければならない。

③生態系重点地域の維持

15ha 超の農地の 5% (2017 年以降に 7%へ引き上げ予定) 以上は、休耕地、テラス (土壌浸食を防ぐ等のための階段状農地)、景観地、緩衝用区画、植林地等として確保しなければならない。

2) 単価と受給額

単価は、原則としてグリーン化支払に充てられる予算シーリングを適格ヘクタール数で除した額としている。加盟国レベルでも地域レベルでも設定することができる。

このように規定上は原則として、加盟国レベルあるいは地域レベルで全ての農業者に対して単価は同額 (単一単価) に設定されることとなった。

しかしながら、加盟国は、基礎支払で農業者ごとに単価に差を設けた場合は、例外として基礎支払の場合のようにグリーン化支払の農家毎の受給額についても差を設けることができることとなっている。

具体的には、基礎支払の単価の例外措置と同様に、2014 年における単一支払 (SPS) 総額における個別の農業者の受給額シェアに従って、グリーン化支払の予算シーリングを個別農家に配分することとなっている。

つまり、基礎支払と同様に 2014 年における個別の農業者間の支払受給額の違いがグリーン化支払の受給額の違いとして反映されることを意味する。

3) グリーン化要件に係わる制裁措置等

基礎支払の受給権を付与された農業者はグリーン化要件を遵守することが義務づけられ、グリーン化要件を遵守すると、グリーン化支払が上乘せして支払われることとなっているが、グリーン化要件遵守の実効性の観点から遵守を怠った農業者に対する制裁措置等の範囲が重要であると考えられる。

グリーン化要件を満たさない場合は、その違反の程度に応じてグリーン化支払の受給額が減額されることとなるが、違反の程度が重度な場合は、2017 年から制裁措置が実施されることとなっている。つまり、グリーン化支払が受給されないだけでなく、2017 年においてはグリーン化支払額の 20%、2018 年以降は 25%までを上限として課徴金が徴収されることとなっており、実質的に基礎支払の一部も失うこととなる。

このようにグリーン化要件を不履行の場合には、実質的な罰則が発生することになったので、基礎支払受給者にとってグリーン化要件は、単なる努力義務ではなく実質的に強制的なものとなった。

4) 同等措置

グリーン化要件を実施していない場合でも、既に気候と環境に有益な効果をグリーン化

要件と同等以上に生み出す措置を実施している農業者にグリーン化に係わる制裁措置を課さないようにするために、グリーン化要件と「同等措置」が規定され、これを代わりに実施すればグリーン化要件を満たしているものとする事となった。

当該同等措置は、「グリーン化要件のいずれか一つ以上と同等以上の環境・気候への便益をもたらす措置」のことである。具体的には、輪作、間作等の措置としてグリーン化の三要件の各々に対応した形で列挙されている（直接支払に関する規則ANNEX IV参照）。

さらに、①第二の柱の農村振興政策による「農業・環境・気候支払」を受給するために実施される義務、②土壌と水質、生物多様性、景観保全、気候変動の緩和と適応に関する目的に適合するための加盟国又は地域の環境認証制度（加盟国の環境立法措置に適合した環境認証制度を含み、クロス・コンプライアンスを超える内容のもの）による措置も「同等措置」と見なされることとしている。

また、「同等措置」以外にも、有機農業に関する規則（(EC)No 834/2007）を遵守している農業者は、無条件でグリーン化支払を受給され、さらに、野鳥保護に関する指令

（92/43/EC, 2009/147/EC）や水資源保護に関する指令（2000/60/EC）に係る地域の農業者は、これらの指令の目的に調和する程度にグリーン化要件を遵守すればグリーン化支払を受給されることとなっている。

なお、グリーン化要件との同等措置等によってグリーン化支払を受給している場合には、同等措置の実施に対してグリーン化支払だけでなく、第二の柱における農業環境支払等も二重に支払われる可能性があることから、農業環境支払等の受給額については減額することとなっている（減額の程度については「委任された法行為（delegated acts）（上位法令の本質的でない要素を補足又は修正する欧州委員会が採択する法行為）」で規定される）。

5）グリーン化要件の効果

欧州委員会は、グリーン化支払の要件を実施することにより、温室効果ガスの削減等の気候安定、土壌浸食防止や水質向上等の環境保全、生物多様性の保全や景観維持という公共財を供給する効果がもたらされると説明している。

（参考）欧州委員会が新 CAP 改革法案提出時の『影響評価分析』において例示しているグリーン化要件の効果⁽⁷⁾

① 作物の輪作（「作物の多様化」は、「作物の輪作」として検討されていた）

○ 気候安定

土壌有機物の増加（→土壌に炭素隔離、窒素肥料投入要量の減少→温室効果ガス放出削減）

○ 環境保全

浸食の減少、有機物の増加、土壌の向上、雑草・病虫害の減少

② 永年牧草地の維持

○ 気候安定

異種の牧草による二酸化炭素の吸収源

- 自然資源の保全

土壌浸食の防止，水量の調節，土壌の有機物による養分の定着

- 生物多様性

野生生物の生息地保全

- 景観維持

景観の維持

③ 生態系重点地域の確保

- 気候安定

土壌有機物の増加，肥料の投入要量削減，保水の増加などの有益な効果

- 生物多様性

異なる種の生息地，種の増加，生息地の結合性

- 自然資源保全

窒素，リン，農薬等による汚染の削減，土壌浸食の防止，水質の向上

6) グリーン化支払の導入の政策的意義

このような気候と環境に有益な措置の実施については，従来は，CAP の第二の柱（農村振興政策）の予算枠における農業環境支払等によって促進されてきた。グリーン化により，CAP の第一の柱（所得支持政策）における直接支払の受給を通じて，農業者に環境保全を実施させることになり，所得支持のための直接支払が第二の柱を補完することとなった。

しかもグリーン化支払に直接支払の財源の大きな部分（30%）を充てることにより，農業者が十分な直接支払の受給額を維持するためには，グリーン化要件を遵守せざるを得なくなるよう巧みに制度設計がなされている。

また，第二の柱の農業環境支払等と違い，全農業者を網羅して実施できるという意義もある。

所得支持のための直接支払が第二の柱である農村振興政策を補完し，網羅的に実施できるという点では，以下で説明する青年農業者支払，自然制約地域支払についても同様であると言える。

（参考）第一の柱の直接支払が補完する第二の柱（農村振興政策）における主要事業について

第一の柱が補完する第二の柱における環境保全，青年農業者支援，自然制約地域支援については，様々な事業があるが，それぞれ代表的な一例を挙げれば以下のようなものがある。

① 農業環境気候支払

環境と気候の向上に貢献する措置を自主的に実施する農業者に対する支援のための支払であり，クロス・コンプライアンスの関係する義務基準，肥料，植物防除の関係最低基準，加盟国の法令で定められた関係義務基準を超えた措置などが対象となる。

受給額は、環境と気候の向上に貢献する措置の実施によって生じる追加的なコストや、失われた所得の全部又は一部を補償するための支払である。

②青年農業者の経営立ち上げ援助

青年農業者による事業計画の提出を条件として、最大7万ユーロが分割されて支払われ、2回目以降の支払は、事業計画が正しく実行されていることが条件となるものである。

③自然及び他の制約に直面している地域に対する支払

当該地域における農業生産に対する制約に関連して生じる追加的なコストや、失われた所得の全部又は一部を補償するための支払である。

7) グリーン化支払導入の背景

2009年にギリシャに端を発した欧州債務危機（ユーロ危機）を乗り越え、当該危機が露呈したEUの構造的弱点を克服する等のために、2010年にEU全体の今後十年間の成長戦略である「欧州2020」が策定され、今回の多年度財政枠組は当該成長戦略に従い検討されることとなった。

グリーン化要件の内容を見ると、欧州2020の主要な優先事項である「持続可能な経済成長」に関する「温室効果ガスの排出削減」という目標に適合させたものとなっていることがわかる。

こうしたことから、グリーン化の背景には、今回の多年度財政枠組において予算を確保するために、直接支払をEU全体の優先政策に位置づけて正当化しなければならないという事情があったと考えられる。

なお、単一面積支払（SAPS）を実施する加盟国においても同様の措置（グリーン化支払の単価に係る例外措置は除く）が実施されることとなっている。

（6）青年農業者支払

EUでは農業者の高齢化に伴い40歳未満の農業者は全体の14%に低下している⁽⁸⁾。CAPでは、これまで、青年農業者の新規就農対策は、第二の柱の農村振興政策の中で実施してきたが、新CAP改革においては、世代交代を促進するために、第一の柱においても青年農業者の新規就農に対して基礎支払への上乗せ支払として「青年農業者支払」を創設した。

これは、加盟国が、基礎支払、グリーン化支払とともに、義務的に設定する支払である。まず、「青年農業者」とは、「経営の長として初めて農業経営体を立ち上げる者、又は、基礎支払の初回申請前の5年間に既に経営を立ち上げた者、であって当該申請提出の時点で40歳以下である者」である。受給額は、基礎支払の受給権単価の平均額の25%に、その発効させた受給権ヘクタール数を乗じた額となる。ただし、受給権ヘクタール数の上

限を加盟国の状況により25ha以上から90ha以下の間で定めることとなっている。青年農業者支払は、該当農業者が受給権を発効させることによって、最長5年間にわたり毎年交付される。ただし、新規就農から初めの申請提出までに既に経過した年数については交付されない。

加盟国が青年農業者支払に割り当てる額は、直接支払に係る加盟国予算シーリングの2%までとなっている。

なお、単一面積支払（SAPS）を実施する加盟国においても同様の措置が実施されることとなっている。

（7）自然制約地域支払

CAP では、これまで、山岳地域等の条件不利地域における農業者の支援を、第二の柱の農村振興政策の中で実施してきたが、新CAP改革においては、特定の自然制約下にある地域における農業の持続可能な発展を促進するために、第一の柱においても自然制約地域の農業者に対して基礎支払への上乗せ支払として「自然制約地域支払」を創設した。

加盟国は、その選択により、加盟国シーリングの5%以内で「自然制約地域支払」を交付することができる。「自然制約地域」の定義は、第二の柱の農村振興政策における定義が適用される。

具体的には、「自然制約地域」とは、

- ①山岳地域
- ②山岳地域以外で重大な自然制約に直面している地域
- ③特定の制約により影響を受けているその他の地域

というカテゴリーの地域であって、加盟国により指定された地域である。

加盟国は、基礎支払の受給権が付与されており、かつ、その経営体の全部又は一部が自然制約地域にある農業者に対し、この支払を交付することができる。この場合、加盟国は、該当する全部の地域に支払を交付することもできるし、支払の地域を一部に限定することもできる。

加盟国が自然制約地域支払に割り当てる額は、直接支払に係る加盟国予算シーリングの5%までとなっている。

支払単価と受給額については、自然制約地域支払に充当する予算シーリングを適格ヘクタール数により除した額となり、その単価に受給権ヘクタール数を乗じた額を基礎支払に上乗せする。受給権ヘクタール数に上限を設定することもできる。また、当該支払は地域レベルで実施することができる。

なお、単一面積支払（SAPS）を実施する加盟国においても同様の措置が実施されることとなっている。

（8）任意カップル支払

EUは、2005年以降、カップル支払をデカップル支払に順次移行させてきていた。しか

し、今回の改革においては、特定地域の経済的、社会的、環境的な理由から特定の品目の生産の維持が重要であって、カップル支持がなければ生産維持が困難なおそれのある品目については、加盟国は、その選択によりカップル支払（特定作物品目にリンクした支払）を交付できることとなった。

支払は、固定された面積や生産量、家畜の飼養頭数に基づき限度額内（現在の生産レベルを維持するインセンティブを与えるのに必要な程度）で実施される。

加盟国は、直接支払に係る加盟国シーリングの8%以内をカップル支払に充当することができる。ただし、2010年から2014年の間において、少なくとも1年、カップル支払の支出額が、直接支払の総支出額の5%以上であった場合は、加盟国シーリングの13%まで充当することができることとなっている。更に、欧州委員会は、加盟国がその正当性を示すことができるなら、より高い率を認めることができるとされている。

なお、単一面積支払（SAPS）を実施する加盟国においても同様の措置が実施されることとなっている。

（9）小規模農業者支払

EUにおいては、3ヘクタール以下の小規模農業者は、全農地の3%を使用しているにすぎないが、受給者の三分の一を占めている⁽⁹⁾。

「小規模農業者支払」は、直接支払の受給に伴う小規模農業者や行政事務の負担軽減を図るために基礎支払や上乗せ支払、カップル支払を簡略化した代替スキームとして設けられたものである。

2015年に配分された支払受給権をもち、直接支払受給の最低条件（直接支払額100ユーロ以上、適格ヘクタール1ヘクタール以上）を満たす農業者は、その規模に関わらず「小規模農業者支払」を選択することができる。

この小規模農業者支払を選択した農業者は、クロス・コンプライアンスのCAP上の制裁、グリーン化支払に係る要件遵守の義務から免除される一方、第一の柱におけるその他の直接支払（基礎支払、グリーン化支払、自然制約地域支払、青年農業者支払、カップル支払）は受給できなくなる。

毎年の小規模農業者支払額は、次のいずれかの水準に設定される。

①加盟国の受益者当たりの平均支払額の25%未満の額。ここで、受益者当たりの平均支払額は、「2019年加盟国シーリング」を「2015年に受給権を得た農業者数」で除した額である。

②加盟国の平均ヘクタール当たり支払額に、該当ヘクタール数（最大3ヘクタール）を乗じた額。ここで、平均ヘクタール支払額とは、「2019年加盟国シーリング」を「2015年の申告適格ヘクタール数」で除した額である。

小規模農業者支払の額は、500ユーロ以上1,250ユーロ以下とする。①又は②の計算結果が、500ユーロ未満のときは500ユーロへの切上げ、1,250ユーロを超えるときは、1,250ユ

一ロへの切下げを行う。

加盟国が小規模農業者支払に割り当てる額は、直接支払に係る加盟国シーリングの10%までとなっており、その財源は、小規模農業者が支払を受けたであろう基礎支払、グリーン化支払、青年農業者支払、自然制約地域支払、カップル支払の額をそれぞれの支払の総額から差し引くことにより充当される。

小規模農業者支援策としては、農村地域振興政策においても、小規模農業者に対する助言のための資金等が利用できる。

なお、単一面積支払（SAPS）を実施する加盟国においても同様の措置が実施されることとなっている。

4. 市場措置（第一の柱）の改革

第一の柱のうち、市場措置は、介入買入、民間保管に対する補助等により農産物価格を支持するために実施されてきた。

1993年のマクシャリー改革で介入価格が大幅に引き下げられ、その時に改訂された名目水準が、現在に至るまでほぼ維持されてきており、2008年のCAP改革（ヘルスチェック）以降は、品目ごとに買入限度数量が適用されるなどセーフティ・ネットとしての役割に限定され運用されている。2009年の「乳製品市場危機」や2011年の「大腸菌感染危機」以降は、農産物危機時に対するさらなる例外的措置の必要性が改めて認識されてきている。

（改革の概要）

今回の市場措置における主な改革は、

- ①農業者の所得支持のために緊急の例外的な市場措置を導入する
- ②農業者のフードチェーンにおける交渉上の地位を向上させるために生産者組織を強化する
- ③通常の市場展開を超えた環境の下で実施される市場措置の財源枠として、新たな「農業危機予備費」を創設することである。

（1）例外措置

市場攪乱等による農業危機時に、以下のような農業者の所得支持のための緊急の市場措置を実施するため、新たなセーフガード規定が「例外措置」として導入されることとなった。

1）市場攪乱に対する措置

EUの域内、域外の市場における価格の著しい乱高下などによる市場攪乱の脅威に対して、効率的、効果的に対処するため、欧州委員会には、「委任された法行為（delegated acts）（上位法令の本質的でない要素を補足又は修正する欧州委員会が採択する法行為）」を採択する権限が与えられる。当該措置においては、必要な範囲と期間について、市場措置の通常規則に規定された他の措置の範囲、期間などを拡大、修正することができる。

2）動物病、公衆・動植物衛生による消費者の信頼喪失に関連した市場支持措置

欧州委員会は、動物病、公衆・動植物衛生による消費者の信頼喪失に関連し、「実施法行為（implementing acts）（上位法令を各加盟国において実施するための措置についてEU全域で一律の条件が必要な場合に欧州委員会が採択する法行為）」によって、以下のような影響を受けている市場に対する例外的な支持措置を採択することができる。

①動物病の蔓延を防ぐための措置の適用から生じる可能性のある域内貿易と域外貿易に関する規制を考慮した支持措置

②公衆衛生、動植物衛生のリスクによる消費者の信頼喪失に直接起因する深刻な市場攪乱を考慮した支持措置

対象品目は、牛肉、子牛肉、牛乳、乳製品、豚肉、羊肉、山羊肉、卵、鶏肉であるが、②の公衆衛生、動植物衛生のリスクによる消費者の信頼喪失は、他のすべての農産物に適用される。

これらの支持措置は、当該加盟国が、病気撲滅のため迅速に保健、獣医措置を講じたときのみ、当該市場を支持する必要がある範囲及び期間に限り講じられる。

欧州委員会は、加盟国が支持措置に要した額の50%を補助する。ただし、口蹄疫の防除を行うときにおいては、牛肉、子牛肉、牛乳、乳製品、豚肉、羊肉、山羊肉について、60%を補助する。

3) 特定の問題に対する措置

欧州委員会は、「1) 市場攪乱に対する措置」や「2) 動物病、公衆・動植物衛生による消費者の信頼喪失に関連した市場支持措置」によっては、必要な緊急措置を実施することができない場合に限り、特定の問題を解決するために必要かつ正当化と認められる緊急措置を実施法行為により採択することができる。これらの措置は、厳密に必要な範囲でのみに限り、かつ、厳密に必要な期間の間のみに限り、この規則の規定から逸脱することができる。

4) 深刻な市場不均衡期間における合意と決定

市場に深刻な不均衡が生じている期間中は、生産者組織や部門・業種間組織（次の「(2) 生産者組織」の項を参照）の講じる一時的な協調的手段（市場撤退、民間業者による保管等）に対して、市場における健全で公正な自由競争を維持するための競争法を適用させないように実施法行為を採択することができることとなっている。この実施法行為は、「1) 市場攪乱に対する措置」、「2) 動物病、公衆・動植物衛生による消費者の信頼喪失に関連した市場支持措置」、「3) 特定の問題に対する措置」を実施した場合にのみ採択することができる。

(2) 生産者組織

農業者のフードチェーンにおける交渉上の地位を向上させるために「生産者組織」と「部門・業種間組織」の設立のルールについては、従来から適用されている野菜、果実、乳製品部門から全ての農産物部門へ拡張されることとなった。

生産者組織とは、同一の農業生産部門内の生産者によって、品質数量に関する生産計画や需要への調整、供給の集中と組織成員による生産物の市場出荷等を目的とする水平的な連携組織である。

また、部門・業種間組織とは、同一生産部門に関して、あるいは複数の生産部門にわたり、農産物生産と加工、流通等の経済活動に関わる代表者からなる垂直的な組織であり、生産、加工、流通を市場の要求、消費者の嗜好や期待に適応させるための必要な情報の提供や調査の実施等を目的としているものである。

さらに乳製品の生産者組織に加えて、新たに牛肉・子牛肉、穀物、オリーブオイルの生産者組織についても、メンバーを代表して生産物の供給に関する契約について交渉することができることとなった。

（３）農業危機予備費

農業生産や流通に影響を与える大きな危機が発生した場合に、農業部門に追加的な支援を提供するために農業危機予備費を創設することとなった。

農業危機予備費からの支出される資金は、通常の市場展開を超えた環境の下で実行される特に第一の柱の以下の措置に充てられる。

①公的介入と民間保管補助

②輸出補助金

③例外的な措置

危機予備費は、毎年、第一の柱の直接支払の財源を毎年４億ユーロ（今回の７年間の財政期間で合計２８億ユーロ）減額することによって賄われる（２０１１年価格を基準にした実質値での評価）。支出されなかった危機予備費の資金は、翌年の直接支払の財源に充てられることとなっている。

5. 農村振興政策（第二の柱）の改革

第二の柱（農村振興政策）は、農業近代化助成、早期離農促進・青年新規就農、環境・気候保全対策、条件不利地域助成、農村インフラ整備、林業対策等の様々な補助事業の集合体である。

第一の柱の政策は全額EU予算で実施されるのに対し、第二の柱の政策は、EUが事業メニューを定め、加盟国が事情に応じて事業を選択し、EUと加盟国の共同負担により実施されるものである。

今回の改革前の農村振興政策の諸事業は、目的別に四軸構造（4 axes）で体系化されていて、各目的間のバランスをとるために、各加盟国に農村振興政策の財源として配分されたEU予算（EU負担部分）については、各軸に最低限充当すべき割合（最小支出割合）が以下のように定められてきていた。

	目的	最小支出割合
第一軸	農林業の競争力向上	10%
第二軸	環境・農村空間の改善	25%
第三軸	農村生活の質の向上・農村経済の多様性	10%
第四軸	農村振興活動の連携（LEADER事業）	5%

（改革内容）

「欧州 2020」の目的（持続可能な成長、スマート（知的）な成長、あまねく広がる成長）達成に貢献するため、CAP 第二の柱である農村振興政策に係る欧州農業農村振興基金（EAFRD）は、欧州の地域社会経済の発展に関するその他の政策に係る基金である、欧州地域開発基金、欧州社会基金、結束基金、欧州海事漁業基金（これら五基金を総称して「欧州構造・投資基金（European Structural and Investment Funds）」という。）と、新たな「共通戦略フレーム（Common Strategic Framework）」の下で運用されることとなり、農村振興政策は、上記のその他の政策とより緊密に連携しながら実施されることとなった。

また、農村振興政策の遂行に当たっては、

- ①EU（レベル）共通で設定された農村振興政策の諸事業（政策手段）のメニューに基づいて、加盟国が、国又は地域レベルに状況に応じて多年度（中長期）農村振興プログラムを策定して実施する
- ②当該農村振興プログラムの財源については、EU と加盟国で共通負担するという従来からの基本的枠組みは維持されることとなったが、農村振興プログラムの策定ルール、農村振興政策に係る EU の財政負担率等について以下のような改革が行われた。

（１）農村振興プログラムの策定ルール

まず、加盟各国の農村振興プログラムの策定ルールについてはより柔軟なものとなった。

具体的には、従来の四軸構造（軸毎の最小支出要件）の代わりに、欧州 2020 の達成に貢献するために、共通戦略フレームの目的を反映した「農村振興に関する六つの優先政策」が設定され、この下で、各加盟国は、比較的自由に各事業を選択して農村振興プログラムを策定し、農村振興政策を実施することとなった。

ただし、各加盟国に農村振興政策の財源として配分された EU 予算の少なくとも 30% を土地管理と気候変動に関する事業（環境と気候変動に関連した固定資産への投資、林業関連事業、農業環境気候、有機農業、Natura2000 支払（水枠組指令支払は含まない）、自然その他の制約に直面している地域への支払などが想定されている）に、また、当該 EU 予算の少なくとも 5% を従来からその有効性が評価されている LEADER 事業（地域の「草の根」グループによる革新的な農村振興事業の実施に係る支援）に支出しなければならないこととなっている。

六つの 優先政策と各事業との対応関係は、次のとおりである。

なお、農村振興政策の各事業（政策手段）のメニューは、前期（2007-2013 年）のものとはほとんど変化がないものとなっている。

①農林業及び農村地域における知識移転と技術革新の促進

知識移転と情報活動（農村振興政策に係る規則（RDR）14条）

林業技術と林産物の加工、流通に対する投資（RDR26条）

②農業全部門における競争力の向上及び農家の存続可能性の向上

農産物と食料品に対する品質スキーム（RDR16条）

③フード・チェーン組織と農業リスク管理の促進

自然災害により被害を受けた農業生産力の修復、適切な予防措置の導入（RDR18条）

森林火災、自然災害による損害の予防と修復（RDR24条）

生産者組織の設立（RDR27条）

動物愛護（RDR33条）

リスク管理（RDR36条）

作物、家畜、植物保険（RDR37条）

動植物病と環境事象に対する相互基金（RDR38条）

所得安定措置（RDR39条）

④農業、林業に依存した生態系の修復、維持、向上、

- ⑤資源効率の向上，低炭素経済及び気候回復可能な経済への移行
 - 植林，林地創設（RDR21条1項(a)）
 - 農業・林業システムの樹立（RDR21条1項(b)）
 - 森林生態系の回復力，環境価値の向上のための投資（RDR21条1項(d)）
 - 農業・環境・気候事業（RDR28条）
 - 有機農業（RDR29条）
 - Nature2000・水管理指令支払（RDR30条）
 - 自然及び他の制約に直面している地域に対する支払（RDR31－32条）
 - 森林の環境と気候に対する便益と，森林の保全（RDR34条）
- ⑥農村地域における社会包摂，貧困削減，経済発展
 - 農村地域における基礎的公益サービス供給と村落の修復（RDR20条）
 - LEADER事業（RDR42-44条）
- ⑦複数の優先政策に関連する事業
 - アドバイス・サービス，農業経営・救済サービス（RDR15条）
 - 物的資産投資（RDR17条）
 - 農家，企業の振興（RDR19条）
 - 協同（RDR35条）
 - LEADER事業（RDR42-44条）

（２）EUの財政負担率

農村振興政策に係るEUの財政負担率は，欧州構造・投資基金の配分に係る以下のよう
なEUの地域区分ごとに設定される。

- ①「低開発地域」 一人当たりGDPがEU27の平均の75%未満の地域
- ②「開発移行地域」 75%以上90%未満の地域
- ③「先進地域」 90%超の地域

EUの 財政負担率の上限は，

- ①原則として，53%
- ②開発移行地域のうち一人当たりGDPがEU25（EU27からブルガリア，ルーマニアを除いたもの）の平均の75%未満の地域については，75%
- ③開発移行地域（その他の地域）については，63%
- ④低開発地域，海外領地とエーゲ海諸島では，85%
となった。

EUの財政負担率の上限については、原則負担率（①）は、改革前と平均的（従来の四軸の平均）にみて余り変わらない水準となったが、開発移行地域については、従来からの75%水準の対象地域をより限定的にして（②）、その他地域（③）においては、63%に低下した。低開発地域、海外領地とエーゲ海諸島については、改革前の第二軸の環境・農村空間の改善事業のみ85%だったものが、全ての事業で85%となった（④）。

ただし、知識移転、生産者組織の設立、協同、LEADER 事業、青年農業者の新規就農交付金、様々な事業の下での環境と気候変動の緩和と適応に関する支出に対しては更に高くすることができることとなっている。

以上のように、EUの負担率の上限についても、EU全体の成長戦略上の優先政策に貢献することや農村振興政策をより効果的に実施するために政策対象を限定して財源をより充実させることとなっている。

なお、EU 負担率の下限については、改革前と変わらず、20%となっている。

（３）成果予備費（成果主義の導入）

2014-2020 年の欧州農業農村振興基金の総額の 6%は「成果予備費」に留保され、2019 年に欧州委員会によって各加盟国・地域の農村振興プログラムの目標の達成度について審査が行われ、欧州委員会が、十分に当該目標が達成させていると認めた場合にのみ配分されることとなった。

6. おわりに

新 CAP 改革においては、

(1) CAP 予算は、前回の財政期間と比較して、第一の柱（直接支払・市場措置）については約 17.5%の減少となったが、EU 予算全体に占めるシェアは約 38%であり、従来と同様に政策別シェアは最大となった。

(2) CAP 第一の柱のうち所得支持のための直接支払については、デカップル支払は、基礎支払と上乗せ支払に分割され、上乗せ支払として、EU 全体の優先政策に貢献するためのグリーン化支払やターゲットを絞って財源を優先的に受給する青年農業者支払、自然制約地域支払が導入された。また、加盟国間、農業者間での分配の公正化も実施された。カップル支払については、地域社会にとって特定の品目の生産の維持が重要であって、カップル支持がなければ生産維持が困難なおそれのある品目については一定の限度内で認められることとなった。

(3) CAP 第一の柱のうち市場措置については、市場攪乱等による農業危機に対応するためにセーフティネット機能を強化する観点から緊急の例外的な市場措置等とその財源枠が導入された。

(4) CAP 第二の柱（農村振興政策）については、EU 全体の優先政策に貢献する観点等から農村振興プログラムの策定ルールの柔軟化、EU の財政負担率の改訂や成果主義の導入が行われた。

以上の中でも、政策的意義の変更や CAP の財源確保の観点からみて、直接支払の財源の 30%についてグリーン化することにより、所得支持を通じた環境保全を図る仕組みを構築したことが、新 CAP 改革の眼目である。

こうして EU 全体の優先政策に適合させながら、直接支払に EU 域内の国民が等しく受益する環境保全、気候安定等の公共財の供給を促進する機能を与えて、直接支払を正当化したことにより、今回の多年度財政枠組において直接支払の予算を確保することができた。

欧州委員会のチオロシュ農業委員は、直接支払のグリーン化は CAP の公共財供給への「パラダイムシフト」とであると評価している。しかしながら、ポトチュニック環境委員は、グリーン化要件に（同等措置という）抜け道等ができたことは遺憾であり、加盟国は、同等措置が環境への責任を回避するためのものでないことをグリーン化支払の実施を通じて示さなければならないと発言している。また、環境団体は、今回の改革による実際の環境保全効果は殆どないだろうし、直接支払の合理性については、近い将来、中間見直しが不可欠だろうと批判している。

このため、新たな直接支払制度の実施過程においては、グリーン化支払の導入による環境保全効果についての検証やグリーン化要件をより強化する見直しの必要性が課題となると考えられる。

注

- (1) 三者合意の概要については、European Commission (2013a)を参照。
- (2) ここで関連法令とは、Regulation (EU) No 1305/2013, No 1306/2013, No 1307/2013, No 1308/2013, No 1310/2013 を指す。
- (3) 以下、新 CAP 改革の概要は、注 (2) の関連法令の条文に基づいて整理した。また、当該整理に際しては増田 (2013) を参照。
- (4) 直接支払の支出額については、European Commission (2014)を参照。
- (5) European Court of Auditors (2011)を参照。
- (6) European Commission (2011)を参照。
- (7) European Commission (2011)を参照。
- (8) European Commission (2011)を参照。
- (9) European Commission (2011)を参照。

引用文献

(英語文献)

- European Commission (2011), “COMMISSION STAFF WORKING PAPER IMPACT ASSESSMENT Common Agricultural Policy towards 2020” SEC(2011) 1153 final/2, Annex 3: Direct payments 3A – 3D
- European Commission (2013a) CAP Reform – an explanation of the main elements
- European Commission(2013b), Multiannual Financial Framework, Figures and documents, http://ec.europa.eu/budget/mff/figures/index_en.cfm, (2014 年 3 月 10 日アクセス)
- European Commission (2014), “Report on the distribution of direct aids to agricultural producers(financial year 2012)”
- European Court of Auditors (2011), SINGLE PAYMENT SCHEME (SPS) Issues to be addressed to improve its sound Financial Management
- European Parliament (2013), “EUROPEAN COUNCIL CONCLUSIONS ON THE MULTIANNUL FINANCIAL FRAMEWORK 2014-2020 AND THE CAP”
- Regulation (EU) No 1305/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 on support for rural development by the European Agricultural Fund for Rural Development (EAFRD) and repealing Council Regulation (EC) No 1698/2005
- Regulation (EU) No 1306/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 on the financing, management and monitoring of the common agricultural policy and repealing Council Regulations (EEC) No 352/78, (EC) No 165/94, (EC) No 2799/98, (EC) No 814/2000, (EC) No 1290/2005 and (EC) No 485/2008
- Regulation (EU) No 1307/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 establishing rules for direct payments to farmers under support schemes within the

framework of the common agricultural policy and repealing Council Regulation (EC) No 637/2008 and Council Regulation (EC) No 73/2009

Regulation (EU) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 establishing a common organisation of the markets in agricultural products and repealing Council Regulations (EEC) No 922/72, (EEC) No 234/79, (EC) No 1037/2001 and (EC) No 1234/2007

Regulation (EU) No 1310/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 laying down certain transitional provisions on support for rural development by the European Agricultural Fund for Rural Development (EAFRD), amending Regulation (EU) No 1305/2013 of the European Parliament and of the Council as regards resources and their distribution in respect of the year 2014 and amending Council Regulation (EC) No 73/2009 and Regulations (EU) No 1307/2013, (EU) No 1306/2013 and (EU) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council as regards their application in the year 2014

(日本語文献)

増田敏明(2013), 「次期 CAP 改革法案の審議状況—「公共財供給政策」への転換をめぐって—」,
農林水産政策研究所